

Ⅱ. 研究報告

1. アメリカの大学の入学者選抜に今後大きな変化が起きるか？

—米国大学の統一的な募集・出願・合否判定・入学勧誘・入学手続きに関する専門職団体NACACの「倫理及び専門職的实践規範」の変更—

名古屋大学 大学院教育発達科学研究科 特任教授
高大接続研究センター 大谷 尚

はじめに

米国大学の大学入学者選抜には、大学側のアドミッション部門担当者であるアドミッションズ・オフィサー、アドミッションズ・カウンセラー等¹と、高校側の大学入学カウンセリングに関わる担当者であるカレッジ・カウンセラー²、そして高校生の大学入学カウンセリング（相談と支援）に関わる独立カウンセラー（independent counselor）³らが関与している。

これらの人々の専門職団体で、米国大学の統一的な募集・出願・合否判定・入学勧誘・入学手続きを合意の上で定めてきたNACAC(National Association for College Admission Counseling)⁴は、2019年9月に、同会の「倫理及び専門職的实践規範」(Code of Ethics and Professional Practices)から、連邦司法省（Department of Justice）によって反トラスト法（antitrust law（競争法、独占禁止法））違反の疑いがあると見られていた4項目を削除することを決めた（NACAC(2019), INSIDE HIGHER ED(2019), NATIONAL COLLEGE ATTAINMENT NETWORK(2019), ROAD 2 COLLEGE(2019), DYSART GROUP(2020), Forbes(2020), NACAC（日付不明））。

これにより今後の米国の大学入学者選抜が変わっていく可能性がある。またそもそも、このことは、大学の機能と意義に関する米国社会の認識が変化してきたことを意味していると考えることができる。

そこで、本稿ではそれについて解説する。

なお本稿は、当センター WEBサイトの「情報提供」[寄稿] に2020.8.5掲載し、2020.8.22に改訂したものに加筆修正したものである。

背景：複数の大学に入学手続きを禁じてきたこと

まず、今回のことについて理解するためには、アメリカの大学の入学手続きについて理解しておく必要がある。

日本では、合格した複数の大学に順番に入学手続きをしておき、最後に最も入学したい大学に実際に入学することができる。言い換えれば、第2志望以下のいわゆる「滑り止め」の大学にも、

¹ 大学側のアドミッションズオフィサーらについては大谷（2018, 2019a）、大谷・依田（2018）を参照。

² 高校側のカレッジカウンセラーについては大谷（2018, 2019a）を参照。

³ 独立カウンセラーについては大谷（2018, 2019a, 2019b）を参照。

⁴ NACACについては大谷（2018, 2019a）を参照。

合格したら入学金を払って入学手続きをしておき、第一志望などのそれより高い志望の大学に合格したら、「滑り止め」の大学に払った入学金を捨てて、入学したい大学に入る。

しかしアメリカの大学では、複数の大学に入学手続きをすることが禁じられてきた。そもそも、入学手続きの期限は、Early Decision Admission（後述）などを除けばすべて同じ5月1日（National Candidates Reply Dateと呼ばれる）であり、滑り止めの大学に入学手続きをしておく必要が無い仕組みになっている。

なお、アメリカの大学には、日本の大学のような入学金が無い。かわりに「デポジット deposit」と呼ばれる入学手続き料がある。これは初年度授業料の一部または全額で、留学生は初年度授業料の全額であることが多いとされている。

NACACが倫理綱領から削除した条項

さて本論に戻ると、NACACがその倫理綱領から削除した条項は次の通りである。なお以下は引用者による簡訳であり、番号も本稿での便宜のために引用者が付したものである。

1. 大学は Early Decision Admission（訳注：（早期合格・入学手続き制度。日本の推薦入学に似た制度で、早期に合否判定が出るが、合格したら入学しなければならない。日本のいわゆる「専願」である。大谷(2018, 2019a) の出願者や合格者だけが得られるインセンティブ（入学後の寮、通常より有利な学資援助、Early Admission での入学者への奨学金）を提案してはならない。しかし大学はEarly Decision Admissionでの合格率が他の合格率とどう異なるかを開示しなければならない。（A.3.a.vi）

2. 合格者は、どの大学に入学するかを慎重に決定する。学生がいったんある大学に入学を決めたら、他の大学はそれを尊重し、自大学へのリクルート（訳注：入学勧誘）を停止しなければならない。（2.B. Introduction）

3. 大学は、すでに別の大学に入学し、または入学手続きをし、または入学の意向を表明し、または入学手続き料（deposit）⁵を支払った学生に対して、それを知りながら自大学への入学を勧めたり、インセンティブの提供を提案したりしてはならない。5月1日はその（訳注：入学手続きの）最終日であり、大学はそれを尊重しなければならない。例外は補欠合格リストから入学手続きをした学生の場合と、学生が自分で問い合わせを行う場合と、転学プログラムを提供する大学による場合である。（B.5）

4. 大学は、前年度の出願者（訳注：前年度の出願者で自大学に入学しなかった学生）に対して、学生本人が転学について問い合わせた場合や、他大学からの転学の誘いを許可する大学に入学した場合や、大学に入学していない場合、を除いては、転学の要請をしてはならない。（D.5）

各条項の意味と削除の背景

1は、従来、Early Decision Admissionで通常より良い条件を出して、大学が学生を早めに確保することを禁じていたものである。しかしいつどのような条件を出して学生を確保するかは自

⁵ アメリカの大学には一般的に入学金は無いため、これは初年度授業料の一部または全部。詳しくは後述。

由競争にすべきだという考え方から、これが反トラスト法に違反していると見られていた。

2と3は、いったんA大学に入学手続きをした学生を、B大学が自大学に入学させようと勧誘recruitすることを禁止してきたものだが、これらの文言の削除によって、学生がA大学に入学手続きをした後でも、その学生を自大学に欲しいと考えるB大学は、奨学金を含むさまざまな条件を提示して、その学生をB大学に勧誘することができるようになる。

これまでも、複数の大学に合格した優秀な出願者に対して、複数の大学が奨学金などの良い条件を競って提示して入学勧誘をすることはあったが、それはあくまで、その学生がどの大学にも入学手続きをしていない段階でのことであった。しかし今後は、ある大学に入学手続きをした後でも、他大学が好条件を出して自大学に入学させる（端的に言えば、別の大学に入学手続きをした学生を入学前に「横取りする」）ことができることになる。

このとき、学生は、既にA大学に入学手続きのための「デポジットdeposit」を払い込んでいるわけだが、それを捨てても元が取れるだけの奨学金などの条件がB大学から提示されれば、学生とその家族にとって有益であるため、既にA大学に払い込んだデポジットを捨てるのが可能になる。言い換えれば、「お金で学生を横取りする」わけである。これまでこれを禁止してきたことが、自由競争に反すると考えられるようになったのである。

そして4は、前年度の出願者の内、他大学に入学した学生を自大学に転学させる転学勧誘を禁止したものだだったが、これもこの文言の削除によって可能になる。なお、アメリカの大学には上記のように入学金が無いのに加えて、前の大学で取得した単位を次の大学に持っていくことの障害が日本より低いため、転学は非常に盛んである。

そもそもこれらの文言は、大学が自由競争によって優秀な学生を横取りし合うような弱肉強食の世界になることを防いで来たものと考えられる。同時に、いったんある大学に入学を決めた学生が、他の大学からの好条件を伴う入学勧誘によって振り回され、混乱することを防いでいたのだと考えられる。（それとともに、これらの文言は、大学の入学者選抜担当職員であるアドミッション・オフィサーらの職務の無限定な拡大を防ぐ機能をも持っていたと考えられる。これについては後述する。） それに対して、自大学に入学する学生を、どの段階でどこからどのように確保しようとも、それは自由競争であり、それをNACACが倫理綱領で拘束するのは違法だという指摘がなされ、これらはその指摘に基づく改変である。

このことは、大学はあくまで「教育機関」であるとして、自由競争の原理を適用すべき世界とは見なされていなかったのが、大学も、教育消費者に教育サービスを提供する「企業」だとみなされるようになってきたためだと考えることもできる⁶。実際、米国大学では、「マーケティング」などをはじめとした、ビジネス上の概念が広く導入・適用されるようになってきている⁷し、「ビ

⁶ 大学を企業と見ることとは異なるが、他大学への配慮を「必要なこと」から「必要でないこと」あるいは「学生のためにはすべきでないこと」と見るようになる変化は筆者の所属学部でも起きている。それは、3年次編入制度を開始したとき、その受験資格は、4年生大学については他大学の卒業生あるいは卒業見込み者に限っていたが、現在は、2年次在籍者も含めていることである。

⁷ それ以外にも、onboardingなどのビジネスの概念も用いられているし、さまざまなビジネスソリューションのアプリケーションが大学でも使われている（大谷,2020）。また実際、大学のアドミッション部門で普及している「Slate」などの出願者管理システムは、一種の顧客管理システム（CMS: Customer Management System）であり（大谷・依田, 2018, 大谷,2019a）、これらることなどからも、このような動向を把握することができると思われる。

ジネス・ソリューション」と呼ばれるビジネスのためのコンピュータ・アプリケーションも積極的に活用されるようになってきている（大谷,2020）。

今後の大学入学者選抜への予測される影響

（1）米国大学の入学手続き料への影響

では、米国の大学は、まさに弱肉強食の世界に突入するのだろうか？ そうなれば多額の基金（endowment）を有する資金力のある大学（大谷, 2019a）が有利になる。

ただしいまのところ、各大学がこれに基づいてすぐにこのような「攻め」の動きをするかどうかは分かっていない。ひょっとすると各大学が、従来のルールを尊重し、「紳士協定」のようにそれを慣行として維持していくということも考えられる⁸。ただ、上記の米国内の報道は、大学によっては、今回の変更に対抗する「守り」のために、入学手続き料depositを「値上げ」する（例えば \$400だったのを \$2,000にする）ことを検討している大学もあると伝えている。入学手続き料が高額になれば、学生がそれを捨てても元が取れるような条件を、他大学が出しにくくなるからである。

（2）米国大学の入学者選抜部門とその職員の業務への影響

同時に各大学でこのような動きが活発化するとすれば、米国大学のアドミッション部門は、5月1日までは他大学に入学手続きを済ませた出願者に対しても、自大学が欲しい者であれば入学勧誘の働きかけをすることになる可能性がある。また、5月1日以降には、転学のためにリクルートを続けることになる。これらによって、アドミッション部門の業務が格段に増大することになると考えられる。そうすると、ある調査によるとアドミッション・オフィサーの66.2%が1日9時間から12時間働くことされるほどハードワークの状態（大谷,2018, 2019a）の彼らが、学生の入学手続き後の6-7月を残務処理や長期休暇にあて、8月に9月以降の高校への出張計画などを立てるという現在の年間スケジュール⁹は大きく変わり、6,7,8月も優秀な学生の転学勧誘transfer recruit合戦に使う「書き入れ時」になってしまう恐れがある。また各大学のアドミッション部門にとっては、自大学に入学手続きをした学生が5月1日までに他大学にも入学手続きをすることで、9月に入学してくるかどうかが9月にならないと分からないことになり（これまでも、5月1日までに入学手続きをした入学予定者が、多様な理由で9月に入学してこないケースがあり、それはsummer melt（夏溶け）と呼ばれていたが（Castleman, Page, and Snowdon (2013),大谷, 2020)), そのことによっていっそうエンrollment・マネジメント（入学者管理）¹⁰上の問題が生じると考えられ、それへの対応が必要になると考えられる。つまり、アドミッション部門は、5月1日以前も以降も、優秀な学生の「横取り(recruitment)」だけでなく「引き留めretention」

⁸ これと類似の事例は、大学においてではないが日本でも起きている。たとえば弁護士費用（報酬）は以前は「(旧)日本弁護士連合会報酬等基準」に基づいていたが、これは公正取引委員会による2001年10月24日の「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」（公正取引委員会(2001)）などに基づき、2004年4月1日に廃止された。しかし廃止後も、ほとんどの弁護士事務所では、この旧基準に基づいて弁護士報酬を決めている。

⁹ アドミッション・オフィサーの業務の年間スケジュールについては、大谷・依田（2018）、大谷(2018, 2019a)を参照。

¹⁰ エンrollment・マネジメントについては大谷(2020)を参照

に全力を上げる必要が出てくるのではないかと考えられるのである。

また、上記の米国内の報道のひとつは、「今後、米国の学生は、入学後も一年中、他大学からの転学勧誘のダイレクトメールを受け続けることになるだろう」と予測している。

以上のような状況を考慮に入れながら、米国大学の入学者選抜の今後の変化について、見守る必要があると考えている。

文 献

- DYSART GROUP 2020.6.11 The Department of Justice Forced Changes to the Statement of Good Practices for NACAC. <https://www.thedysartgroup.com/the-department-of-justice-forced-changes-to-the-statement-of-good-practices-for-nacac/> 2020.8.3閲覧
- Forbes 2020.4.21 19:02 A Historic DOJ Case Impacts College Admissions In The Era Of COVID-19. <https://www.forbes.com/sites/christopherrim/2020/04/21/a-historic-doj-case-impacts-college-admissions-in-the-era-of-covid-19/#4428755c4a58> 2020.8.3閲覧
- NATIONAL COLLEGE ATTAINMENT NETWORK 2019.10.7 What the Changes to NACAC's Student Recruitment Rules Could Mean for Our Students. <https://www.ncan.org/news/472952/What-the-Changes-to-NACACs-Student-Recruitment-Rules-Could-Mean-for-Our-Students.htm> 2020.8.3閲覧
- ROAD2COLLEGE 2019.10.11 DOJ Pushes Changes In College Admissions Recruiting: How Your Student Will Be Affected. <https://www.road2college.com/doj-nacac-vote-college-admissions-changes/> 2020.8.3閲覧
- INSIDE HIGHER ED 2019.9.30 NACAC Agrees to Change Its Code of Ethics Move is designed to end pressure from Justice Department, but what will the impact be on the admissions landscape?. <https://www.insidehighered.com/admissions/article/2019/09/30/nacac-agrees-change-its-code-ethics> 2020.8.3閲覧
- NACAC 2020 VISION: THE EVOLVING ADMISSION CYCLE. <https://www.nacacnet.org/news-publications/newsroom/updates-from-nacacs-president/2020-vision-the-evolving-admission-cycle/> 2020.8.3閲覧
- NACAC Code of Ethics and Professional Practices. Approved by the 2019 Assembly. https://www.nacacnet.org/globalassets/documents/advocacy-and-ethics/cepp/cepp_10_2019_final.pdf 2020.8.3閲覧
- Benjamin L. Castleman, Lindsey C. Page, Ashley L. Snowdon(2013)SDP Summer Melt Handbook: A Guide to Investigating and Responding to Summer Melt. Center for Education Policy Research. Harvard University
- 大谷 尚(2018)「高大接続型選抜を担うアドミッションオフィサー養成プログラムの構築に関する研究」に関する調査報告：2. 2017大学入学者選抜に関する全米大会への参加報告. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要.2/3.20-27
- 大谷 尚(2019a)公開講演会「高大を接続する-高校と大学の教師の役割-」：高校と大学とが対話的・協調的に実施する北米の大学入学者選抜：アドミッションオフィサーとカレッジカウン

セラの職務の調査を通して. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要.4.7-30

大谷 尚(2019b) 米国の大学進学独立カウンセラー協会の年次会合HECA Conference 2018 への参加報告とそれにもとづく米国大学入学者選抜についてのいくつかの検討. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要.4.60-78

大谷 尚(2020)アドミッション・オフィサー養成プログラムの構築に関する調査報告:「AACRAO (American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers) によるSEM (Strategic Enrollment Management) 年次カンファレンスへの参加報告と戦略的エンrollment・マネジメントについて」名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要.5.5-25

大谷 尚・依田理恵子(2018) 高大接続型選抜を担うアドミッションオフィサー養成プログラムの構築に関する研究」に関する調査報告: 1. アドミッション・オフィサー養成プログラムの構築に関する調査報告:アメリカの大学のアドミッション部門とアドミッションズ・オフィサーに関する調査報告. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要.2/3.3-19

公正取引委員会(2001)資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/shikakusha.html>